

いわき市教育委員会教育長交際費支出基準

平成 18 年 4 月 1 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、教育行政の円滑な執行を図るため、いわき市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）がいわき市教育委員会（以下「教育委員会」という。）を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の一般的な支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第 2 条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 教育委員会の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 教育長が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第 3 条 交際費は、前条各号に掲げるものとの交際において、次の基準に基づき支出するものとする。

支出区分	内容	金額等	
		飲食がある場合	実費相当額
祝金	祝賀会及び諸大会等各種行事のお祝に係る経費	飲食がある場合	実費相当額
		その他の場合	社会通念上妥当と認められる額
会費	会費制による懇親会、祝賀会等の参加に係る経費	会費相当額	
弔費	葬儀等における香典等に係る経費	別表に定める基準	
土産	土地の名産品を手土産として贈ることに係る経費	実費相当額	
見舞	病気、負傷、災害等の見舞いに係る経費	社会通念上妥当と認められる額	
協賛金	各種大会等の開催の協賛に係る経費	社会通念上妥当と認められる額	
その他	上記以外の場合で、交際上、教育長が特に支出する必要があると認めたもの	社会通念上妥当と認められる額	

(雑則)

第 4 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第9条関係）

弔費の基準

（単位：千円）

支出対象者		香典	供物	
教育委員	本人	5	－	
市議会議員	本人	5	－	
報酬支給者 （社会教育委員・体育指導委員・社会教育指導員・附属機関の委員）	本人	5	－	
小・中学校	教職員	－	○	
教育委員会	職員	－	○	
その他教育長が特に必要と認める者		本人	5～10	－